

## 変更届の手引きと記入例

登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしてください。（「士法第23条の5」）  
提出先は、一般社団法人北海道建築士事務所協会の各支部です。

\*事務局所在地 (<http://www.do-kjk.or.jp/guide/>)

### ●登録事項の変更に必要な書類について

\* \_\_\_\_\_ がついている書類は、ダウンロードしてご使用ください。

（詳しい記入要領は、[●登録申請書の手引きと記入例\(pdf\)](#) をご覧ください。）

\*添付書類として提出される、商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、新・旧の変更事項と日付が記載されていることを、必ず確認してください。

1. 建築士事務所登録事項変更届	2通（正本・副本になります）
2. 変更事項に伴う添付書類	*変更事項により異なります。
○事務所名称の変更の場合	
＜法人の場合＞ ・定款 1通（コピー可） ・商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通（ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの）	
＜個人の場合＞ ・添付書類は必要ありません。	
○組織の変更の場合（有限から株式への変更、又は株式から有限への変更）	
・定款 1通（コピー可） ・商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通（ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの）  *個人から法人に変更する場合や、事務所の種別（級）の変更の場合は、旧事務所の廃業届の提出と、新しい事務所の新規登録を、同時に手続きしてください。	
○所在地の変更の場合	
＜法人の場合＞ ・商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通（ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの） *事務所所在地が登記されていない場合、機構図又は所在地確認の出来るもの（郵便物等の写し）を添付してください。 ・事務所の所在地略図 1通	
＜個人の場合＞ ・郵便物等、所在地が確認出来るものの写し ・所在地略図 1通	
＜法人・個人ともに＞ ・住居表示による変更の場合は、市町村より発行される通知書の写し 1通	

○登録申請者の変更の場合

- ・商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通（原本・直近3カ月以内のもの）
- ・登録申請者の略歴書（添付書類ハ） 1通
- ・登録申請者の誓約書（添付書類ニ） 1通

\*個人の事務所の場合は、廃業扱いとなります。

○管理建築士の変更の場合

- ・管理建築士の住民票 1通（原本・直近3ヶ月以内のもの）
- ・管理建築士の建築士免許証の写し 1通  
\* 建築士免許証の原本も必ずお持ちください（確認後返却）
- ・管理建築士が受講した管理建築士講習修了証の写し 1通
- ・管理建築士の略歴書（添付書類ハの2） 1通
- ・所属建築士名簿 1通

○姓の変更の場合

- ・戸籍抄本 1通
- ・建築士免許証（新しいもの）の写し 1通

○所属建築士の変更の場合

- ・所属建築士名簿（添付書類ロ） 1通

●記入例（変更届）

別記第7号様式

<p style="text-align: center;">(一級) 二級 本造</p> <p style="text-align: center;">建築士事務所登録事項変更届</p>			
登録番号	(石)第 9999 号	登録年月日	平成19年9月9日
建築士事務所	名称	北海道建築設計株式会社	
	所在地	札幌市中央区大通1-1-1	
<p>名称と所在地は、現在の登録内容（変更前）を記入してください。</p>			
<p>上記建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、届け出ます。</p> <p>平成22年4月13日</p> <p>郵便番号 999-9999</p> <p>現住所 札幌市中央区大通1-1-1</p> <p>届出者氏名 北海道建築設計株式会社</p> <p>代表取締役 北海 建男</p> <p>電話番号 888-888-8888</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
<p>届出者とは、登録申請者のことです。 法人の場合は、商業登記事項証明書に記載されている内容、個人の場合は自宅の住所になります。</p>			
<p>北海道指定事務所登録機関 一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様</p>			
変更事項	変更後		変更前
	<p>登録申請者（法人の代表者） 代表取締役 北海 建男</p> <p>管理建築士 札幌 次郎 一級第9999号 管理建築士講習修了証番号 081A-9999P</p>		<p>登録申請者（法人の代表者） 代表取締役 南海 三郎</p> <p>管理建築士 石狩 太郎</p>
※審査	※審査年月日		
※受付印		※登録簿記帳年月日	※通知年月日
		※備考欄	

(注) 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

適合証明	している
技術者登録	していない



●記入例 添付書類（ハ） 略歴書（登録申請者）

添付書類（ハ）

略 歴 書（登録申請者）

（記入注意）

- 1 氏名を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふり 氏	がな 名	ほっかい 北海	たてお 建男	印	生年月日	昭和30年1月1日	
建築士の資格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	木造建築士 <input type="checkbox"/>	な し <input type="checkbox"/>	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	北海道
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別		
	昭和55年3月31日	北乃大学 経営学科			卒業		
職 歴	期 間 年月～年月	勤 務 先			地 位・職 名		
	平成3年4月～現在 昭和56年4月～ 平成3年3月	北海道建築設計株式会社 東乃国株式会社			代表取締役 営業課長		

●記入例 添付書類（ハ）の2 略歴書（管理建築士）

添付書類（ハ）の2

略 歴 書（管理建築士）

（記入注意）

- 1 氏名を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名		さっぽろ じろう 札幌 次郎		印	生年月日	昭和46年2月2日
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登録番号	第99999号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
学歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別		
	平成3年3月31日	南乃大学建築学部建築学科		卒業		
職歴	期 間 年月～年月	勤 務 先		地 位・職 名		
	平成13年7月～現在 平成3年4月 ～平成13年6月	北海道建築設計株式会社 株式会社南海建築事務所		設計係長・管理建築士 設計主任		

注 登録申請者が建築士事務所を管理する建築士を兼ねているときは、省略できます。

添付書類（二）

## 誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

北海道建築設計株式会社

代表取締役

登録申請者の氏名又は名称 北海 建男 印

（署名）

北海道指定事務所登録機関

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

## 建築士事務所 所在地 略図

一級  
二級  
本造

事務所の名称 北海道建築設計株式会社

事務所所在地

〒999-9999

札幌市中央区大通1-1-1

電話 (888) 888-8888

N  
4  
↑

建築士事務所の所在地がわかるように、道路名・駅名・停留所等、周辺の地図をご記入ください。  
住宅地図等をコピーしたものを貼り付けても構いません。

注意 建築士事務所の所在がわかるように、必要な道路名、駅名、停留所等を記入してください。